

琳派をテーマとした京もの高級ギフト商品開発支援業務委託先募集要項

平成27年、本阿弥光悦が徳川家康から京都洛北鷹峯に所領を賜ってから400年を迎える。この年を琳派400年の節目として、京都にとってかけがえのない文化であり、伝統産業の礎でもある琳派について一層理解を深め、普及啓発活動を推進するため、官民一体となった「琳派400年記念祭委員会」が平成26年6月2日に設立された。

京都市では、琳派400年記念事業の一環として、日本ならではの美意識に基づく新たな21世紀の琳派の創出を目指すとともに、京もの（＝「京都の伝統産業製品」以下同じ）高級ギフト商品の新たなものづくりを通して伝統産業の振興を図る事業を実施し、公募型プロポーザル方式で業務委託先を募集する。

1 事業の趣旨

記念・祝事等に使用する贈答品として、琳派をテーマとした京もの高級ギフト商品の提案・開発を行い、京ものの新たな需要を開拓する。

これは、国内需要だけでなく、日本企業の海外展開や、東京オリンピック・パラリンピック等の国際的な大型スポーツイベントの開催等の場面において、日本独自の文化・伝統技術を強みとする京ものが贈答品として採用されることを目指すもので、対象購買層及びそのニーズ・価格設定などの事前調査のもと、京都市内に主たる事業所等を置く伝統産業従事者との協働により新商品開発を行い、ターゲット層に効果的に販売（テスト販売）する。

2 事業の内容

別紙「仕様書」のとおり

3 応募資格

応募の資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託事業は、本市の伝統産業振興及び琳派400年記念を見据え、日本ならではの美意識に基づく新たな文化創造を目的とした情報発信・販路拡大事業であるという趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 本事業の実施に当たり、やむを得ず委託費の対象外経費が必要となった場合に負担できる者であること。
- (3) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (9) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

4 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、別添様式の参加表明書及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

- (ア) 参加表明書：1部
- (イ) 企画提案書：10部
- (ウ) 見積書：2部（うち1部は、法人及び代表者の記名・押印のないもの）
- (エ) 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内、登記簿謄本等）：1部
- (オ) 直近の決算書又はこれに類する書類：1部
- (カ) 提案者の実績を証する印刷物等：1部以上

イ 提出期限

平成26年8月6日（水）17時（必着）

ウ 提出場所

京都市産業観光局商工部伝統産業課 担当：藤田・東浦

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-3337 FAX 075-222-3331

エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）で提出すること。

オ 企画提案書作成における注意事項

(ア) 企画提案書は、本書に記載した要件を遵守し、以下の項目順に内容を記載すること。

①事業の全体方針・基本的な考え方

②事業遂行のための具体的な方策

- ア 琳派をテーマとした新たな京もの高級ギフト商品開発（既存製品の改良を含む）について
 - ・商品開発希望事業者の募集の方法
 - ・商品開発希望事業者に対する売れる京もの高級ギフト商品づくりのためのアドバイザーの選定（個人に限らない）
 - ・市場調査の方法及び、想定購買対象者と開発商品のイメージの提示

イ 開発した京もの高級ギフト商品の流通支援について

- ・商品の販売方法
- ・商品の広報の方法
- ・販売結果の分析方法

③本事業遂行のためのスケジュール（案）

④本事業遂行のための実施体制

⑤経費の見積もり

⑥本事業の来年（琳派400年記念）に向けての展望及び今後の販路開拓の展望

2015年の「琳派400年記念」の年における商品の展開案や活用例及び、今後の販路開拓の提案を別紙として添付すること

⑦過去における提案者の実績

アピールすべき過去の実績があれば具体的に記載し、別紙として添付すること

- (イ) 様式は原則としてA4横長横書き両面とする。ただし、図面等はA3版の用紙をA4サイズに折り込むことを認める。
 - (ウ) 専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力分かり易い表現で記載すること。
 - (エ) 提案書は無記名とする。
 - (オ) 提出された提案書に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、提案内容について情報公開等を求められた場合、本市は、その全部又は一部を公開することがある。
- (2) 本書等に対する質問期限及び回答
- ア 本書等に対して質問できる者は、上記「3 応募資格」を満たしている者とする。
 - イ 質問期限
平成26年7月30日(水) 17時(必着)
※期限後の質問は、一切受け付けない。
 - ウ 質問方法
様式は自由とする。以下の宛先に電子メールで問い合わせること。
<京都市産業観光局商工部伝統産業課(担当:藤田)>
・アドレス: fuqbb790@city.kyoto.jp
面接又は電話での質問は受け付けない。
 - エ 回答日及び回答方法
原則として、質問受理日の翌日から起算して3営業日以内に、本市ホームページに掲載する。
- (3) 注意事項
- ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - イ 失格となる参加表明書及び企画提案書
参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - (ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ウ その他
 - (ア) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - (イ) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
 - (ウ) 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - (オ) すべての提出書類は、返却しない。

5 提案の評価・審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書及び提案者が行うプレゼンテーションについて、本市が依頼する評価会において内容を採点し、同評価会の評価を参考として受託候補者を選定する。評価会は非公開とし、採点評価の経過等審査に関する問い合わせには応じない。なお、評価会の詳細は、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 評価基準

評価会においては、以下の項目について評価し、総合的な採点を行う。

ア 事業の全体方針・基本的な考え方（5%）

事業目的、内容を理解し、事業の目的を達成するための効果的な提案になっているか。

イ 事業遂行のための具体的な方策（65%）

(ア) 琳派をテーマとした新たな京もの高級ギフト商品開発（既存製品の改良を含む）について

- ・商品開発希望事業所の募集の具体的方法と売れる京もの高級ギフト商品づくりのためのアドバイザー選定の妥当性。
- ・商品開発にあたっての事前の市場調査の方法。
- ・想定購買対象者及び、開発商品のイメージが事業趣旨に見合っているか。

(イ) 琳派をテーマとした新たな京もの高級ギフト商品（既存製品の改良を含む）の販売について

- ・商品の販売、広報が効果的な提案になっているか。
- ・販売結果の分析方法が、今後の売れる商品づくりにつながる効果的な方法となっているか。

ウ 本事業遂行のためのスケジュール（案）の妥当性（5%）

提案内容を確実に実行できるスケジュールとなっているか。

エ 本事業遂行のための実施体制（5%）

提案内容を確実に遂行できる実施体制、支援体制になっているか。

オ 見積経費について（5%）

見積経費項目は妥当か。

カ 来年に向けての展望及び今後の販路開拓の展望の明示（10%）

2015年の「琳派400年記念」の年における商品の販売展開案や活用例の提案が優れたものであるか。また、今後の販路開拓の展望が効果的な提案になっているか。

キ 過去における提案者の実績（5%）

過去の企画等、提案者の過去の実績が優れたものであるか。

(3) 受託候補者の決定

評価会で採点された点数を参考に、受託候補者を決定する。

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、通知を受け取ってから3営業日以内に、書面で担当部局に持参すること。

(5) 契約

ア 受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

イ 契約内容は、仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、詳細は本市と受託者との協議のうえ決定する。

ウ 企画提案の内容に基づく見積額を契約時に増額することは認めない。ただし、本市に起因する事情により業務量が増大した場合や物価の上昇等の正当な理由がある場合は、この限りではない。また、委託契約金額は提案内容等を勘案して決定するため、必ずしも見積額と同じにならないことに留意すること。

6 スケジュール（予定）

平成26年7月中旬	公募開始
平成26年8月上旬	企画提案書の提出期限
平成26年8月中旬	プレゼンテーション，評価会による採点
平成26年8月下旬	委託先の決定，契約